平成29年度 やまぐち子ども・子育て応援ファンド助成事業 募 集 案 内



応募締切 平成29年4月30日(日)

※ 当日消印有効

山口県・やまぐち子育て連盟

1 助成対象となる活動・団体

○ 助成の対象となる活動

山口県内で行われる子育て支援や子どもの貧困対策等に自主的・主体的に 取り組む公益的な活動

(活動例)

- ・子育て支援に関する地域課題の解決につながる活動
- ・子どもの貧困対策に取り組む団体の自立・発展につながる活動

○ 助成の対象となる団体

山口県内に事務所を置く、特定非営利活動法人(NPO法人)、ボランティア団体、コミュニティー団体のうち組織の運営に関する会則等の定めがある団体で次のいずれにも該当する団体

- (1) やまぐち子育て県民運動子育て応援団 (サポート会員※4ページ参照) に 登録していること
- (2) 宗教・政治活動を主たる目的としていないこと
- (3) 選挙活動を目的としていないこと
- (4) 営利を目的としていないこと

2 助成事業

0	〇 事業実施期間				平成29年4月1日~平成30年3月31日
0	助	成	金	額	10万円以内
0	助	戍	件	数	35団体程度
0	助	Б	戈	率	10/10

3 助成事業のスケジュール



4 審查基準

なぜその問題等に取り組もうと思ったのか など
活動計画やスケジュールが適切であるか など
子育て支援や子どもの貧困対策における課題の解決への効 果が大きいか など
対象となる活動が、今後さまざまな活動に広がる可能性があるか など
新しいアイデアの導入 など
活動の内容に見合った適正な経費見積もりになっているか。 助成の効果が高いか など

5 助成の制限や留意事項

■ 次の場合は、助成対象となりません

- 宗教的、政治的又は商業的な意図があると認められる事業
- 営利を目的とすると認められる事業
- 本助成事業において、過去3年間継続して助成された事業

■ 次の場合は、審査の際、評価が高くなります

- 企業や学校、NPO法人など多様な主体との協働により実施する子育て支援事業
- 世代間や地域間の交流を促進する子育て支援事業
- 貧困家庭の子ども等に対する教育の支援や生活の支援等を行う事業

▼ 次の場合は、審査の際は評価されないか、評価が低くなります

- 定期公演等継続的に行っている事業
 - ※ ただし、記念事業や周年事業等であって、例年の活動の規模や内容をグレード アップするものは除く
- 単に芸術・文化の鑑賞機会を提供する、いわゆる「買い公演」などの事業
- 同人誌、定期発行の機関誌等の作成・印刷事業
- 組織機関が弱い等実施能力が低いと思われる団体の事業
- 過去に助成を受けた事業と同程度の内容の事業

■ その他の留意事項

- 申請や報告に虚偽があった場合や違反や不適当な執行が認められる場合は、助成 金額の確定の有無にかかわらず、助成金の全部又は一部を取り消すことがあります
- 他の民間団体から助成される場合は、助成金額の調整をすることがあります
- 事業内容や収支に大幅な変更が生じた場合は、減額又は取り消すことがあります

6 助成対象経費

助成対象経費は、入場料の収入がある場合、その額を差し引いた額となります。

※ 入場料とは、音楽・演劇・ミュージカル等の公演や展覧会・上映会等において入場者から徴収する料金 ただし、知識や技能取得のためのセミナー等において参加者から資料代を受け取る場合は除く。

①謝金	講師料、出演料、演奏料、指導者や通訳者等への謝礼等
②旅費	講師、出演者、指導者、通訳者等への交通実費及び宿泊費等(県規程の範囲内) 自家用車による移動は、原則として1km30円として計算したもの ※公共交通機関による移動の場合は実費/特別料金(グリーン車両乗車等)は対象外 ※宿泊費は11,800円以下(宿泊9,200円、夕食1,700円、朝食900円の範囲内が対象)
③消耗品費	消耗物品の購入費(用紙、文具、封筒等の事務用品、CD、DVD等)、 コピー代等
④印刷費· 広告宣伝費	資料・チラシ・ポスター等の印刷、立看板・横断幕・パネル等制作、広告掲載料等 ※印刷を業者に発注する場合は、印刷費・広告宣伝費に計上 ※印刷を団体内部で行う場合のインクカートリッジ、用紙等の購入費は 消耗品費に計上
⑤備品費	業務の遂行に必要な図書、機器などの購入費 ※事業の執行、経常的な使用に必要であるとキャプテン(知事)が認め た10万円以下の物品で、助成後、同一事業を5年以上行い、当該事 業で使用する場合に限る
6通信運搬費	切手やはがきの購入、メール便・宅配料等の送料、美術品や楽器・道具 の運搬
⑦会議費	外部の講師等の昼食(1,300円以下)・お茶等
⑧使用料 ◆ 賃借料	会場使用料や冷暖房費・マイク等の備品を含む付帯設備使用料 器具、楽器、衣装等の借料 (レンタル料)、著作権使用料、作品借上料 等
⑨委託費	外部に発注する経費
⑩設営費・ 舞台費	会場設営・撤去費、照明費、音響費、大道具費、小道具費、衣装費、調 律料、舞台監督料、演出料、監修料、脚本料、デザイン料、作曲料、作 詞料、楽譜制作料等
⑪その他の経費	キャプテン(知事)が特に必要と認める経費

※対象とならない経費

・役員・常勤職員等に係る経費

人件費や謝金(チラシの製作や作詞、作曲、衣装デザインなどの舞台費等、会員の労務や技術に 対して支払われるものを含む)、旅費、会議費、飲食費等すべて

- ・飲食費(会議、懇親会、接待、打ち上げ、パーティー等の経費を含む)
- ・講師等への土産代や花束代
- ・団体運営費(家賃、光熱水費、電話料など通常の団体運営経費)
- ・他団体への助成金、補助金、寄付金、義援金

7 申請の方法

- 所定の申請書に必要事項を明記し、添付書類を添えて、正本1部を郵送又は 直接持参してください(メールやFAXによる応募は受理できません)
- 申請書の様式は、山口県のホームページからダウンロードできます [http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a13300/kosodaterenmei/fund.html]

やまぐち子ども・子育て応援ファンド

検索

- 申請書は原則として返還しません(照会することがありますので、必ず副本 を保管しておいてください)
- 複数の団体が一つの事業を実施する場合は、いずれかの団体が代表して申請 してください
- やまぐち子育て県民運動子育て応援団(サポート会員)に未登録の団体については、本助成事業の申請に併せて登録いただくことも可能です。
 - ※ 申請に係る個人情報は、本助成事業の目的以外には利用しません

やまぐち子育て県民運動子育て応援団(サポート会員)とは?

山口県では、県民総参加による「やまぐち子育て県民運動」を展開していくため、県内の子育てに関わる団体・サークル、事業所などの皆様に、「子育て応援団(サポート会員)」として登録いただき、子育て支援に関する情報提供や交流などを進めています。

「子育て応援団(サポート会員)」への登録は、やまぐち県民運動のホームページ「やまぐち子育てゆびとまネット」から申請書をダウンロードの上、郵送、FAX若しくはメールにより御提出ください。

詳しくは

やまぐち子育てゆびとまネット

検索

お問い合わせ先・応募先

山口県・やまぐち子育て連盟

〒753-8501 山口市滝町1番1号

山口県 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課

TEL: 083-933-2754 FAX: 083-933-2759 E-mail: <u>a13300@pref.yamaguchi.lg.jp</u>

やまぐち子ども・子育て応援ファンドについて

「やまぐち子ども・子育て応援ファンド」は、民間企業の御厚意による寄附金 と、それと同額の県支出金により運営されています。

平成28年度は、以下の企業から寄附をいただき、29団体に助成をしました。





















